



「期末現在の議決権の総数4」、「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数5」、「議決権の数による判定6」、「(22)の上位1順位の議決権の数13」、「議決権の数による判定14」、「議決権の数20」及び「議決権の数22」

種類株式を発行していない場合には記載する必要はありませんが、その場合であっても、その会社が発行している種類株式のうち議決権を行使することができない株主等が有するその議決権(以下この別表の留意点において「行使不可能議決権」といいます。)の数がある場合には、記載する必要があります。

「判定基準となる株主(社員)及び同族関係者」の各欄

- その会社の株主(又は社員)の1人及びその同族関係者(「株主グループ」といいます。)の所有する株式数又は出資の金額の合計が最も多いものから順次記載しますが、「その他の株主等」の「株式数又は出資の金額21」又は「議決権の数22」に記載された株主グループが3つになったときは、その他の株主グループについては記載する必要はありません。
- その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社は判定基準となる株主(社員)に含まれません。
- 筆頭株主が非同族会社である場合にも1グループとして記載します。

「被支配会社でない法人株主等」の各欄

「判定基準となる株主(社員)及び同族関係者」に記載された株主(又は社員)が非同族会社である場合又は特定同族会社に該当しない同族会社である場合(被支配会社に該当し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であること及び清算中であることにより特定同族会社に該当しないこととされる場合を除きます。)に、その株主(又は社員)が所有する株式数又は出資の金額等を記載します。

「期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額1」
「1」の本書には、その自己の株式の数又は出資の金額を含む発行済株式の総数又は出資の総額を記載することになりますので、ご注意ください。

同族会社	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額(19と20の上位3順位の株式数又は出資の金額株式数等による判定)	1	内	特	20の上位1順位の株式数又は出資の金額	11		
		2		定	株式数等による判定	12	%	
		3		同	(11)			
会社	期末現在の議決権の総数	4	内	族	22の上位1順位の議決権の数	13		
	20と22の上位3順位の議決権の数による判定	5		会	議決権の数による判定	14	%	
		6		社	20の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多数の社員の数による判定	15	%	
の	期末現在の社員の総数	7		判	(15)	16		
判	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多数の社員の数による判定	8		定	特定同族会社の判定割合(12、14又は16のうち最も高い割合)	17	%	
定		9		判	判定結果	18		特定同族会社 非同族会社
	同族会社の判定割合(13、16又は19のうち最も高い割合)	10						

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位	判定基準となる株主(社員)及び同族関係者	判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等	議決権の数
株式数等	住所又は所在地	氏名又は法人名	株式数又は出資の金額	議決権の数
19			19	20
20			21	22

【チェックポイント】
同族判定株主の同族関係者である法人の持株を除外して同非判定を行っていませんか。

「特定同族会社の判定」の各欄
特定同族会社の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P2)を参照してください。

中小企業者の判定等フローはこちら



「判定結果18」
該当するものを○で囲んで表示します。判定は、次のようになります。
(1) 「特定同族会社の判定割合17」が50%超……特定同族会社
(2) 「特定同族会社の判定割合17」が50%以下(記載する必要がない場合を含みます。)で「同族会社の判定割合10」が50%超……同族会社
(3) 「同族会社の判定割合10」が50%以下……非同族会社

「議決権の数20」及び「議決権の数22」の各欄
行使不可能議決権の数を控除して記載します。
個人又は法人との間でその個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が有する議決権(「同意議決権」といいます。)について、令第4条第6項((同族関係者の範囲))又は第139条の7第6項((被支配会社の範囲))の規定の適用がある場合には、次の区分に応じて、それぞれ次により記載します。
(1) 同意議決権を有する者
「議決権の数」に、その同意議決権の数を△印を付けて外書として「外同意△××」のように記載します。
(2) 同意を受けている者
「議決権の数」に、その同意議決権の数を外書として「外同意××」のように記載します。
上記(2)で外書きした同意議決権の数については、「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数5」又は「(22)の上位1順位の議決権の数13」への株主グループが有する「議決権の数」の移記に当たっては、本書に加算した上で記載します。